

定例庁議次第

令和6年1月30日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 審議事項

- (1) 非公開

4. 報告事項

なし

5. 議案事項

- (1) 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (総務課 小林課長)【資料番号2】
- (2) 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について (総務課 小林課長)【資料番号3】
- (3) 犯罪被害者等支援条例の制定について (介護福祉課 永井課長)【資料番号4】
- (4) 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例について (上下水道課 大澤課長)【資料番号5】

6. その他

7. 閉会

1月30日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【件 名】

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）
について

【目 的】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正地方自治法」という。）が施行されることに伴い、地方自治法の条ずれに伴う関係条例の改正その他所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 改正地方自治法の概要

令和5年5月8日に改正地方自治法が公布され、令和6年4月1日から施行される公金事務の私人への委託に関する制度の改正に伴い、普通地方公共団体の職員の賠償責任（改正地方自治法第243条の2の8）の規定に対し条ずれが生じ、これを引用している町条例の改正が生じたものです。

2 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の概要

(1) 第1条による改正：吉岡町監査委員条例の一部改正

条ずれの解消及び字句の修正

(2) 第2条による改正：吉岡町水道事業の設置等に関する条例の一部改正

条ずれの解消及び字句の修正

(3) 第3条による改正：吉岡町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

条ずれの解消

3 今後の予定

- ・ 令和6年3月1日 吉岡町議会定例会に上程予定
- ・ 令和6年4月1日 改正地方自治法の施行

【上程予定】

令和6年第1回定例会

1月30日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【件 名】

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

【目 的】

吉岡町が共同設置している群馬県市町村公平委員会（以下「委員会」という。）について、委員会を共同設置する地方公共団体の数が増加すること及び群馬県市町村公平委員会共同設置規約（以下「規約」という。）を変更することについて、地方自治法の規定による委員会の関係地方公共団体による協議を行うに当たり、同法の規定により議会の議決を求めるものです。

【協議内容】

- 1 令和6年4月1日から富岡市及び榛東村が加入すること
- 2 富岡市及び榛東村が加入すること並びに負担金の算出方法の改正を行うことに伴う規約の改正

【施行日】

令和6年4月1日（議会の議決を経て令和6年3月21日付けで協議後、県知事に届け出て施行される。）

【上程予定】

令和6年第1回定例会

1月30日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 介護福祉課長 永井 勇一郎

【件 名】

吉岡町犯罪被害者等支援条例の制定について

【目 的】

犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定するものです。

【概 要】

1. 目的（第1条関係）

犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、被害の軽減や生活の再建を図ることにより、「誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現」のため

2. 基本理念（第2条関係）

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳を保障
- (2) 犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援の実施と、再被害及び二次被害防止のための配慮
- (3) 必要な支援を途切れなく提供
- (4) 関係機関による相互の連携協力による支援の実施

3. 経済的な負担の軽減（第8条関係）

(1) 主な施策

犯罪被害者等に対する経済的な支援を図るため、吉岡町犯罪被害者等見舞金の創設

(2) 見舞金の概要

ア 補助対象者

犯罪被害によって被害を受けた者であって、当該犯罪行為が行われた時において町の住民基本台帳に記録されている者。ただし、犯罪行為による被害を受けた日の翌日から起算して2年以内に申請したもの

イ 見舞金の額

- ・ 遺族見舞金 30万円
- ・ 重傷病見舞金 10万円

- ・ 犯罪被害者等一時金 5万円

【施行日】

令和6年4月1日

【上程予定】

令和6年第1回定例会

【備考】

犯罪被害者等支援条例を効果的に機能させるため、犯罪被害者支援団体（すてっぷぐんま）及び渋川警察署と犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定を締結する予定です。

様式第2号（第4条関係）

資料番号5

1月30日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 上下水道課長 大澤 正弘

【件 名】

吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

【目 的】

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）が令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

食品衛生行政及び水道整備・管理行政の機能強化を図るため、厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所管事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について、所要の見直しが行われます。

本条例は、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ所管が変更されることに伴い、所要の改正を行うものです。

【上程予定】

令和6年第1回定例会